



旭川ごみ通信 第28号



「旭川ごみ通信」では、ごみに関する情報を、町内会の皆様にお届けします。



年末年始のごみ収集について

一部の地域を除き、12月30日（火）から1月4日（日）までごみ収集を休みます。
収集が休みの日は、ごみステーションにごみを出さないでください！

| 平常どおり | 収集は休み（一部地域を除く） | | 平常どおり |
|-------------|----------------|-------------------|-----------|
| | ※一部地域のみ収集 | 全地域収集休み | |
| 12月29日（月）まで | 12月30日（火） | 12月31日（水）～1月4日（日） | 1月5日（月）から |



※12月30日（火）は火・金曜日に「燃やせるごみ」の収集を行っている地域（家庭ごみ分別収集カレンダーパターン1-A, 1-B, 4-A, 4-B, 5）のみ「燃やせるごみ」を収集します。

ほかの地域の収集は休みます。



※収集日以外にごみを出されると、散乱や除雪の妨げとなり、周囲にお住まいの方が大変迷惑します。

「平成26年度版 家庭ごみ分別収集カレンダー」を確認して、収集日は必ず守りましょう！

※せん定枝、粗大ごみの収集及び受付は、12月30日（火）から1月4日（日）まで休みます。

ごみ収集休みの期間は「ごみ相談」も休みになりますので、ご了承ください。

●旭川市廃棄物処分場に自己搬入される方へ●

| 旭川市廃棄物処分場の開設 |
|--------------------|
| 休業日：日曜日、1月1日～3日 |
| 開設時間：月～土 午前9時～午後5時 |
| 祝日 午前9時～午後3時 |



| 年末年始の開設状況 | |
|-----------------|-------|
| 12月31日（水） | 平常どおり |
| 1月1日（木）～1月4日（日） | 休み |
| 1月5日（月） | 平常どおり |

※ ごみを運ぶ時は、飛散しないように必ずシートをかけてください。

※ 引越しや大掃除で出る一時的多量ごみを搬入する際は、「粗大ごみ」「燃やせないごみ」「燃やせるごみ」「資源物」への分別が必要です。詳細は次の各施設へお問い合わせください。

| | | |
|--------|--------------------|------------------------|
| 問い合わせ先 | ●「年末年始のごみ収集」に関すること | 旭川市クリーンセンター（電話36-2213） |
| | ●「処分場への自己搬入」に関すること | 旭川市廃棄物処分場（電話59-4646） |

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 回 | | | | | | | | | | | | | |
| 覧 | | | | | | | | | | | | | |

年末年始のし尿収集は12月30日（火）から1月4日（日）まで休みます。



1月5日（月）から平常どおり収集します。年末は収集が混み合うことが予想されます。早めに収集業者にお申込みください。



●冬期間のし尿収集についてのお願い●

| 除 雪 | 凍結防止 | 留守にする場合は |
|---|---|--|
|  <p>あらかじめ便槽の周りを、除雪しておいてください。</p> |  <p>し尿が凍ると収集できません。ご注意ください。</p> |  <p>申込みの時に料金の支払い方法を収集業者にお知らせください。</p> |

【担当】旭川市環境部廃棄物処理課 浄化管理係 電話25-6356（直通）

| し尿収集の担当地域（お住まいの地域の業者に直接お申込みください） | 申込先 |
|---|----------------------------|
| 常盤町, 旭岡, 本町, 旭町, 大町, 川端町, 錦町, 北門町, 近文町, 緑町 東光1~9条, 高砂台, 神居町(忠和・神岡・神居古潭・豊里・西丘・春志内・台場) 忠和各条, 台場, 台場東, 南が丘, 春光各条, 春光町, 花咲町, 住吉, 南 | (有) 小林 清掃 運輸 電話 22-3883 |
| 神楽, 神楽岡, 神楽岡公園, 西神楽, 西御料, 緑が丘 旭神町, 旭神各条, 宮前, 東光10~27条 | (有) 神 楽 清 掃 電話 61-6003 |
| 春光台, 永山各条, 永山北, 永山町, 末広・末広東, 東鷹栖, 東旭川, 工業団地 江丹別町, 神居各条, 神居町(富沢・雨紛・上雨紛・共栄・神華・富岡) 宮下通, 1~11条通, 曙, 亀吉, 各条西, 流通団地, 豊岡 金星町, 東各条, パルプ町, 大雪通, 新富, 秋月, 新星町 | 協業組合 旭川浄化 電話 62-2600 |

要 確 認 ! ! それ は プ ラ ス チ ッ ク 製 容 器 包 装 で す か ?

旭川市では、プラスチック製容器包装を資源物として回収し、(公財)日本容器包装リサイクル協会(以下、「容リ協会」という。)を通じて業者に引き渡してリサイクルを行っています。容リ協会は、毎年、市町村が引き渡したプラスチック製容器包装の品質をチェックし、良い品質のものを出した市町村には、拠出金というかたちでお金を配分します。いわば、頑張ったことに対する“ごほうび”のようなものです。

旭川市は、これまで、この品質検査で95%以上(Aランク)を獲得し続けており、平成25年度は約1,100万円の配分を得ました。しかし、今年(平成26年度)の品質検査の結果は、93.56%と95%を下回ってしまったことから、平成26年度分のプラスチック製容器包装に係る拠出金は配分されません。

品質が低下した原因としては、プラスチック製品や紙製品、ペットボトル、金属など、間違っただけでなく、旭川市の分別は徹底されていないという評価が付いてしまいます。今一度分別について確認いただき、適正な排出にご協力くださいますよう、お願いいたします。

【プラスチック製容器包装とは?】

レジ袋やお菓子の袋など、プラスチックでできた商品を入れたものや包んでいるものです。



※汚れが取れない場合は、燃やせないごみに分別してください。

絶対に入れないで!



スプーン フォーク ストロ
プラスチック製 密閉容器
カミソリ ビニールひも (梱包バンド)
スポンジ ゴム手袋 乾電池

拠 点 回 収 品 目 の 変 更 に つ い て

平成27年4月から、家庭用パソコンモニターは、原則としてパソコン本体とセットの場合、持込みできます。(ノートパソコン等のモニターと一体型のもはこれまでどおり持込みできます。)

また、事業者からの小型家電(パソコン含む)の持込みは、引き続きお断りしています。

詳しくは、クリーンセンターにお問い合わせください。

旭川市クリーンセンター 電話36-2213

●対面方式による拠点回収場所●※通年で実施しておりますので、是非ご利用ください。

| | 施設名 | 所在地 | 電話番号 | 開設時間 | 開設日 |
|--------|--|-----------------|---------|----------------|-------------------------------|
| 拠点回収場所 | 旭川アルム | 東鷹栖3条2丁目636-241 | 57-0001 | 午前10時～ 午後3時 | 月曜日～金曜日 ※年末年始・土日・祝日は 休み |
| | ニムピン | 豊岡8条5丁目2-4 | 34-8988 | | |
| | ねむのき神居 | 神居町雨紛160-9 | 69-5366 | | |
| | りんどうの里 | 東旭川町共栄107-2 | 69-5533 | | |
| | 永山友愛 | 永山1条19丁目3-21 | 47-8393 | | |
| | 旭川市クリーンセンター | 東旭川町下兵村3-5 | 36-2213 | 午前9時～ 午後5時 | |
| | 近文リサイクルプラザ | 近文町14丁目 | 54-5336 | | |
| 回収品目 | 再生可能な古紙(コピー用紙・パンフレット・チラシ・トイレトペーパーの芯・新聞・雑誌・教科書・ノート等)布類、繰り返し利用できるびん(リターナブルびん)、傘(骨組みが金属製の傘に限ります) プラスチック製品(容器包装に該当しない)、小型家電、金属⇒粗大ごみに該当しないものが対象になります。 ※旭川市クリーンセンター及び近文リサイクルプラザでは廃食用油・木質素材の回収も行っています。 木質素材には大きさ等の規定があります。詳細は旭川市クリーンセンターにお問い合わせください。 | | | | |

●拠点回収ボックス設置場所●

下表の施設で布類、又は布類と小型家電の回収ボックスを設置しています。回収品目の○・×をご確認ください。土・日・祝日も受入れ可能な施設がありますが、年末年始は一部の施設を除いて、12月29日から1月4日まで受入れを休みます。

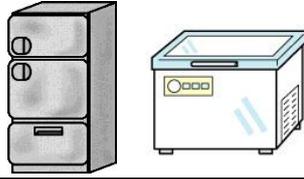
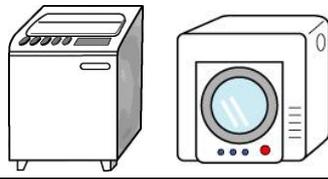
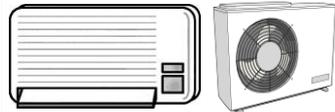
| 施設名 | 所在地 | 電話番号 | 回収品目 | | 土日祝日 受入れ施設 |
|---------------|-----------|---------|------|----|---------------|
| | | | 小型家電 | 布類 | |
| 障害者福祉センターおびった | 宮前1条3丁目 | 45-0750 | ○ | ○ | △(祝日×) |
| 総合体育館 | 花咲町5丁目 | 54-5411 | ○ | ○ | ○ |
| 忠和公園体育館 | 神居町忠和 | 69-2345 | ○ | ○ | ○ |
| 総合防災センター | 東光27条8丁目 | 33-0119 | ○ | ○ | ○ |
| 永山市民交流センター | 永山3条19丁目 | 48-1111 | ○ | ○ | △(祝日×) |
| 神楽市民交流センター | 神楽3条6丁目 | 61-6194 | ○ | ○ | △(祝日×) |
| ときわ市民ホール | 5条通4丁目 | 23-5577 | ○ | ○ | ○ |
| 江丹別市民交流センター | 江丹別町中央 | 73-2001 | ○ | ○ | × |
| 市役所総合庁舎1階 | 6条通9丁目 | 25-6324 | ○ | ○ | × |
| 新旭川地区センター | 東6条4丁目 | 27-5111 | × | ○ | ○ |
| 北星地区センター | 旭町2条8丁目 | 51-9800 | × | ○ | ○ |
| 北部住民センター | 春光5条4丁目 | 52-9008 | × | ○ | ○ |
| 春光台地区センター | 春光台3条5丁目 | 53-7500 | × | ○ | ○ |
| 未広地区センター | 未広2条4丁目 | 54-9111 | × | ○ | ○ |
| 永山住民センター | 永山7条4丁目 | 47-5824 | × | ○ | ○ |
| 啓明地区センター | 南5条通25丁目 | 33-5560 | × | ○ | ○ |
| 東部住民センター | 東光5条2丁目 | 32-1432 | × | ○ | ○ |
| 豊岡地区センター | 豊岡11条3丁目 | 35-3945 | × | ○ | ○ |
| 東地区体育センター | 豊岡2条5丁目 | 31-4545 | × | ○ | ○ |
| 神楽岡地区センター | 神楽岡12条2丁目 | 65-7333 | × | ○ | ○ |
| 緑が丘住民センター | 緑が丘3条3丁目 | 65-3030 | × | ○ | ○ |
| 神居住民センター | 神居2条17丁目 | 61-9073 | × | ○ | ○ |
| 忠和地区センター | 忠和5条5丁目 | 63-3854 | × | ○ | ○ |
| 東鷹栖公民館 | 東鷹栖4条3丁目 | 57-2622 | × | ○ | △(祝日×) |
| 東旭川支所 | 東旭川北1条6丁目 | 36-1111 | × | ○ | × |
| 神居支所 | 神居2条9丁目 | 61-2311 | × | ○ | △(祝日×) |
| 西神楽支所 | 西神楽南1条3丁目 | 75-3111 | × | ○ | × |

【拠点収集・分別に関するお問い合わせ】旭川市クリーンセンター 電話36-2213

ご存知ですか！？家電リサイクル法（正式名称「特定家庭用機器再商品化法」）

家電リサイクル法とは、排出された家電製品のうち、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンの部品や材料をリサイクルし、廃棄物の減量と資源の有効利用を推進するための法律です。

●対象品目●

| テレビ (ブラウン管式、液晶式、プラズマ式) | 冷蔵庫・冷凍庫 | 洗濯機・衣類乾燥機 | エアコン（室外機含む） |
|--|---|--|---|
|  |  |  |  |

上記の対象品目をごみステーションに排出することや、旭川市廃棄物処分場へ持ち込むことはできません。また、分解して捨てることは重大な法律違反となります。

●リサイクル料金について● ※平成26年11月末現在

| 品目 | リサイクル料金（税込み） | |
|-----------------------|--------------|--------|
| テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式） | 小（15型以下） | 1,836円 |
| | 大（16型以上） | 2,916円 |
| 冷蔵庫・冷凍庫 | 小（170リットル以下） | 3,888円 |
| | 大（171リットル以上） | 4,968円 |
| 洗濯機・衣類乾燥機 | 2,592円 | |
| エアコン | 1,620円 | |

※一部、上記と異なるリサイクル料金を設定しているメーカーもあります。メーカー別のリサイクル料金は、（一財）家電製品協会 家電リサイクル券センター（電話 0120-319-640）で確認できます。

●郵便局でのリサイクル料金支払方法●

- (1) リサイクル料金の確認等に必要となりますので、事前に次の情報を確認してください。
- ① 製造メーカー ② テレビの場合は画面のサイズ ③ 冷蔵庫・冷凍庫の場合は内容積（リットル数）
- (2) 郵便局窓口で家電リサイクル券を入手し、所定事項を記入してください。
- (3) 上記(1)の情報に基づき、リサイクル料金を確認し、家電リサイクル券に付いている振替払書を用いてATMまたは窓口で、リサイクル料金を振り込んでください。
(振込手数料が必要です。また、必ず、振替払受付書に郵便局の日付印をもらってください。)

●処分をする場合● ※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。

| 処理方法 | | 処理費用 |
|--|---|---|
| 買換えの場合 | 新しい製品を購入する販売店に引取義務があります。購入時、または購入後に販売店に処理を依頼してください。 | リサイクル料金 と 収集・運搬料金 |
| 処分のみの場合 | 処分しようとする製品を販売した販売店に引取義務があります。購入した販売店に処理を依頼してください。 | |
| ・購入した販売店が 廃業してしまった ・引越し等で購入した 販売店が遠方である など、処分しようとする 製品を購入した販売店 等に処理を依頼できな い場合 | 【1】市（クリーンセンター）に処理を依頼する。 電話（36-2177）で申込みをして、収集日や処理手続き等を確認後、郵便局でリサイクル料金を支払い、大手スーパー等で収集・運搬手数料シール（2,800円）を購入してください。 ※収集時に書類等の手続のため、立会いが必要です。 | ※クリーンセンターに依頼する場合の収集・運搬料金は1点につき2,800円です。 |
| | 【2】市指定の許可業者に処理を依頼する。 旭川清掃事業協同組合（36-8003）で、収集日や処理手続き等の確認をしてください。 | ※収集・運搬料金は、販売店、許可業者によって異なります。 |
| | 【3】メーカー指定引取所へ持ち込む。 郵便局でリサイクル料金を支払い後、下記のメーカー指定引取所にお持ち込みください。 | リサイクル料金のみ |

| | |
|---------------------|--|
| 上記【3】の メーカー指定引取所 | ①札幌通運(株)旭川支店 (永山北1条7丁目38番地 48-2101) ②(株)鈴木商会道北支店 旭川事業所 (永山北4条6丁目1番3号 47-0000) |
|---------------------|--|

